

広島県告示第七百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第二百二十五条の三第一項第二号の規定によつて、昭和六十三年広島県告示第九百六十号及び平成十三年広島県告示第九百二十一号で定めた次の加入区を廃止する。

平成二十五年九月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

加入区 の 名称	区 域
のり特定瀬戸田加入区	瀬戸田漁業協同組合の地区
のり特定幸崎加入区	幸崎漁業協同組合の地区
のり特定吉和加入区	吉和漁業協同組合の地区
のり特定歌浦加入区	歌浦漁業協同組合の地区
のり特定浦崎加入区	浦島漁業協同組合の地区のうち 尾道市百島町を除く地区
のり特定百島加入区	浦島漁業協同組合の地区のうち 尾道市浦崎町を除く地区
のり特定向島町加入区	向島町漁業協同組合の地区
のり特定因島市加入区	因島市漁業協同組合の地区
のり特定山波加入区	山波漁業協同組合の地区
のり特定水呑町加入区	水呑町漁業協同組合の地区
のり特定田尻加入区	田尻漁業協同組合の地区
のり特定鞆の浦加入区	鞆の浦漁業協同組合の地区
のり特定横島加入区	横島漁業協同組合の地区